別表第一の資産のⅠの(1)の表中

「	工具器具備品		」を
「	工具器具備品 資産除去債務相当資産		」に
「	工具器具備品	貸付器具を含む。	」を
「	工具器具備品 資産除去債務相当資産	貸付器具を含む。	」に
「	建設仮勘定	設備の建設のために支出したことが明らかな手附金及び前払金を含む。	」を
「	建設仮勘定	設備の建設のために支出したことが明らかな手附金及び前払金を含む。資産除去債務相当資産に係るものは、項を設けて整理する。	」に

改める。

別表第一の資産のⅠの(2)の表中「（平成18年法務省令第13号）」を削る。

別表第一の負債のⅠ及びⅡの表中

「	（何）引当金		」を
「	（何）引当金 資産除去債務		」に

改める。

様式第一中

「	8　（何）引当金	×××	
	9　負ののれん	×××	を
	10　その他固定負債	×××	」
「	8　（何）引当金	×××	
	9　資産除去債務	×××	
	10　負ののれん	×××	に
	11　その他固定負債	×××	」
「	12　（何）引当金	×××	
	13　その他流動負債	×××	」を
「	12　（何）引当金	×××	
	13　資産除去債務	×××	
	14　その他流動負債	×××	」に

改める。

様式第二中

「	3　託送供給収益	×××		
	4　その他営業雑収益	×××	××××	」を
「	3　託送供給収益	×××		
	4　その他営業雑収益	×××	××××	」に

改める。

様式第四中

「	8　持分法損益等に関する注記 9　関連当事者との取引に関する注記 10　一株当たり情報に関する注記 11　重要な後発事象に関する注記 12　連結配当規制適用会社に関する注記 13　その他の注記 」を
「	8　金融商品に関する注記 9　賃貸等不動産に関する注記 10　持分法損益等に関する注記 11　関連当事者との取引に関する注記 12　一株当たり情報に関する注記 13　重要な後発事象に関する注記 14　連結配当規制適用会社に関する注記 15　その他の注記 」に

改める。

様式第四の備考第二号中「12」を「14」に、「8」を「10」に改め、同備考第九号中「会社計算規則第61条第４号に規定する連結注記表」を「連結注記表（会社計算規則第61条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）」に改め、同備考第十七号中「16」を「18」に改め、同号を同備考第十九号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、注記を要しない。

(1)　金融商品の状況に関する事項

(2)　金融商品の時価等に関する事項

13　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、注記を要しない。

(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項

(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

様式第六の備考第二号中「純資産金額」を「資本金額」に改める。

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二表中「積立金に相当する資産」の下に「、資産除去債務相当資産」を、「営業費等から減価償却費」の下に「（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）」を加える。

様式第二第二表の6.の表中

「	工具器具備品		」を
「	工具器具備品 資産除去債務相当資産		」に

改める。